

大手電話会社などを騙った
「2時間後に固定電話が使えなくなります。」
などと話す不審な電話にご注意ください!



相談事例

- ・大手電話会社を名乗った電話で「2時間後に固定電話が使えなくなる」と言われ、電話が切れたため折り返し連絡したが、相手が出なかった。
- ・自宅の固定電話に自動音声案内で大手電話会社を名乗った電話があり、「2時間後に固定電話の回線が切られて使えなくなる」と言われ、オペレーターにつながりには「1」を押すように指示されたが電話が切れた。

その他の類似事例

- ・大手通信会社の関連会社を名乗る電話があり、対応すると1年分のサイトの未払い利用料の支払いを求められた。
- ・大手通信会社の関連会社を名乗る会社から滞納料金があると電話がかかってきたが、身に覚えがないので電話を切った。



- ・大手電話会社の固定電話回線のインターネット網移行に関する連絡であっても、加入者に手続等を求めることはなため、**何らかの請求があっても応じないようにしましょう。**
- ・不審な電話やメール、SMSは無視しましょう。
- ・不明な点がある場合は、事業者の正式な連絡先を調べ契約内容について確認しましょう。
- ・不安を感じる場合は、消費生活センターや警察へ相談しましょう。

本市HPでも注意喚起を行っています

広島市公式ホームページ▶広島市消費生活センター▶

「NTTファイナンス」を騙った自動音声ガイダンスによる未納料金を請求する詐欺にご注意ください!



事業者からの注意喚起

NTTファイナンス株式会社 <https://www.ntt-finance.co.jp/>

NTTファイナンスを名乗る架空料金請求詐欺にご注意ください!



その他に不審な勧誘によって契約をしてしまった等、
困ったときには消費生活センター
連絡先: **082-225-3300**
にご相談ください。

広島市

消費生活情報紙

知っ得

なっとく

No.216

2024.6月発行

広島市消費生活サポーターとは?

—消費者とセンターのつなぎ役!活動内容をご紹介します!—



何かあれば
相談を促す



情報提供

消費生活センター

広島市消費生活センターのご案内

消費生活相談

ご相談は来所、電話、メールでお受けしています。

●電話相談

☎ **082-225-3300** (消費生活相談専用)

●メール相談

右の二次元コードの入力フォームからご相談ください。



【開館時間】 10:00~19:00

【休館日】 火曜日と12月29日~1月3日

消費生活出前講座をご利用ください!

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。

みなさん一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか?

○講師派遣: 無料

○時間: 約1~2時間

○参加者: 広島市内にお住まいの方で概ね15名以上

○土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

【申込み・お問合せ先】

公益社団法人広島消費者協会

TEL・FAX 082-225-3320

消費者被害に遭わないために



消費生活サポーターとは

消費生活サポーターは、お住まいの地域や、所属する団体や職場で、消費生活に関する情報を伝えたり、普段の生活のなかで、高齢者等がトラブルに巻き込まれているのでは…など、何らかの異変を察知した場合に消費生活センターの窓口を案内するなど、**消費者と消費生活センターをつなぐ役割**をしていただく方のことです。



どういった活動をするの？

伝える

身の回りで起こった悪質商法や詐欺の情報、消費生活センターなどが発信している関連情報を、家族や地域の人など周りの人に広めて注意喚起を行う。

学ぶ

消費者トラブルに関連するニュースや新聞記事に目を通すなど、情報収集を行う。また、消費生活センターなどが実施する講座や研修会に参加し、知識を深める。

参加する

消費生活センターが主催する事業へ参加する。
・消費者月間（毎年5月）事業イベントなどの催し
・消費者トラブルに関する研修会 など

活動する (見守る)

地域で高齢者などに定期的に声をかけるなど見守り活動を行い、異変に気づいたときや、消費者トラブルに巻き込まれていることが分かったときに、消費生活センターなどの専門機関につなげる。
また、地域や職場などで消費者啓発の講座を企画する。

サポーターの皆さんの活動内容例

- 一人暮らしの家庭にセンターから提供している注意喚起チラシ等を安否確認を兼ねて届けている。
- 公民館等で行われているセミナーなどで、注意喚起すべき情報を取りあげ、討論などを行っている。
- 所属している団体の定例会や高齢者が集まる場で、多発している消費者トラブル事例などを情報共有し、啓発を行っている。



消費生活サポーターになると

● 消費生活に関する最新情報を定期的に提供します！

広島市で発生している消費者トラブル事例や広島県・国民生活センターなどが注意喚起している情報などを月に1回、Eメールでお知らせします。なお、広島市のホームページでも情報提供を行っています。(Eメールを使用されていない方へは郵送によりお知らせします)

● 消費生活に関する情報を広めるための啓発活動ツールを提供します！

1. 見守り活動などで活用いただける「消費者トラブル防止ハンドブック」や、消費生活サポーターの活動について振り返りができる「消費生活見守りサポーターHANDBOOK」をお渡しします。
2. 若者・高齢者など世代に沿った内容で悪質商法についてまとめたあるパンフレットなども無料で提供します。
3. 地域や職場などで消費者啓発の講座を企画する際には、講師を無料で派遣します。(消費生活出前講座)
4. 研修や講座などを企画する際には、当センターの研修室を無料で貸し出します。



消費生活サポーターになるには

● オンラインで「消費生活サポーター養成講座」を受講していただくのみ！

「消費生活サポーター養成講座」受講方法

- ① 広島市のホームページにある応募フォームや申込書で受講申し込みをする。(右の二次元コードから申し込みができます)
- ② YouTubeで限定公開している30分程度の動画を見る。
- ③ 簡単なアンケートに回答し、登録申込書を提出する。



消費生活サポーターになる前に知りたい

Q&A

- Q** 活動する日は決まっていますか。また、活動でのノルマはありますか。
- A** 特に決まっていません。ライフスタイルに合わせて、できる時間の範囲内でできる活動を行ってください。
- Q** 消費生活に関する専門知識がなくても大丈夫ですか。
- A** あらかじめ専門知識を習得している必要はありません。センターから提供する最新の消費生活に関する情報を活用し、見守りなどに役立ててください。

※このほかにも参考となるQ&Aをホームページで公開しています。

大学生等の登録も お待ちしております



SNS等をきっかけとした消費者トラブルが10代～20代の若者にも増えています。消費者トラブルに気づくことができるよう、まずは養成講座を受けてみませんか？一緒に悪質な消費者トラブルから消費者を守りましょう！

消費生活サポーターについて詳しくは、消費生活センター(082-225-3329)までお問い合わせください。